

## 第 2 期

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた  
営業時間短縮の協力要請について

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく営業時間短縮の協力要請

1 対象期間	令和 3 年 1 月 12 日（火） 午後 10 時から 令和 3 年 1 月 27 日（水） 午前 5 時まで
2 対象施設	（食品衛生法上の営業許可を取得している以下の施設） ① 接待を伴う飲食店 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号に 該当する営業を行う店舗 ② 酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）
3 対象区域	仙台市青葉区国分町 2 丁目及び同区一番町 4 丁目 （定禅寺通、広瀬通、東二番丁通、晚翠通に囲まれた区域）
4 要請内容	午前 5 時から午後 10 時までの時間短縮営業

※ 2～4 は、令和 2 年 12 月 28 日から令和 3 年 1 月 12 日までの要請内容と変更ありません。

■ 時短要請相談窓口（コールセンター） 電話 022-211-3540  
受付時間 毎日 9:00～17:00

# 営業時間短縮の対象区域

